

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和7年5月26日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.10	第1 特定技能外国人が従事する業務 【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none">○ 製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号） (新設)	<ul style="list-style-type: none">○ 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号） 【留意事項】<ul style="list-style-type: none">○ 以下のとおり様式を提出してください。<ul style="list-style-type: none">・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式
2	P.16	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第3条	告示第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。	告示第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

		<p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあっては、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>三 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p> <p>四 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。</p> <p>五 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>（削除）</p> <p>一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。</p> <p>二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</p> <p>三 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力をを行うこと。</p> <p>五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。</p> <p>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
3	P.17	分野別運用要領 (抜粋)	<p>（新設）</p> <p>工 経済産業省が行う調査等に対する協力 特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調</p>

			<p>エ 特定技能外国人の訓練・各種研修</p> <p>特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。</p>	<p>査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>オ 特定技能外国人の訓練・各種研修</p> <p>特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。</p>
4	P.17	<p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p> <p>○4つ目</p>	<p>○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>○ 製造業分野 の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（注）。また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。</p> <p>（注）初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人が入会受付を開始する前までは、従前どおり製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。</p> <p>○ なお、経済産業省が設置する協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人の登録年月日から6か月を経過するまでの間は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の際には、従前どおり協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。ただし、6か月を経過した場合又は協議会の構成員ではなくなった場合は、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確</p>

		<p>○ 5つ目</p> <p>○ 6つ目</p> <p>○ 7つ目</p> <p>○ 8つ目</p>	<p>○ 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。</p> <p>○ さらに、特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。</p> <p>○ また、特定技能外国人から、製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p> <p>○ 特定技能外国人が所属する事業所が繊維工業、印刷・同関連業又はこん包業を行っている場合は、特定技能所属機関は、以下の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることが必要です。</p> <p>① 繊維工業</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること 二 勤怠管理を電子化していること 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること 	<p>保のための取組を行っていることについて、登録法人の確認を受けることが求められます。</p> <p>○ さらに、特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。</p> <p>○ また、特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じて訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。</p> <p>○ 特定技能外国人から、工業製品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p> <p>○ 特定技能外国人が所属する事業所が繊維工業、印刷・同関連業又はこん包業を行っている場合は、特定技能所属機関は、協議会において協議が調った以下の事項に関する措置を講じることが必要です。</p> <p>① 繊維工業</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること 二 勤怠管理を電子化していること 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
--	--	---	--	--

		<p>と</p> <p>四 特定技能外国人の給与を月給制とすること</p> <p>②印刷・同関連業</p> <p>全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること</p> <p>③こん包業</p> <p>日本梱包工業組合連合会に所属していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。 ○ なお、協議会に関する問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。 (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gai_kokujinzai/index.html) 	<p>と</p> <p>四 特定技能外国人の給与を月給制とすること</p> <p>②印刷・同関連業</p> <p>全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること</p> <p>③こん包業</p> <p>日本梱包工業組合連合会に所属していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。 ○ 製造業分野における協議会に関する問合せ先については、以下の経済産業省のホームページを御覧ください。 (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gai_kokujinzai/index.html)
5	P.19	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号） ○ 協議会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの）) (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gai_kokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号） ○ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの）) 又は協議会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの。登録法人の登録年月日から6ヶ月を経過するまで有効)) (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gai_kokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf)

		(新設)	<p>kokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf)</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のとおり様式を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式 ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式
6	P.20	第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等	<p>(新設)</p> <p>第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第4条</p> <p>製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用 ロ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施 二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。 三 協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力をを行うこと。

第5条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一　名称、住所及びその代表者の氏名
- 二　特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2　前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

第6条

経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第10条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない

もの

- 口 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第10条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

第7条

経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

第8条

第4条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第9条

経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

第10条

経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに

			<p>該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第6条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。 二 第8条第1項の規定に違反したとき。 三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 <p>2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。</p> <p>第11条</p> <p>経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 名称、住所及びその代表者の氏名 二 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日 <p>2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 名称、住所及びその代表者の氏名 二 登録をした年月日 三 登録を取り消した年月日 <p>3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。</p>	
7	P.22	【概要】	(新設)	【概要】

				<p>○ 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、以下の要件を満たせば、経済産業大臣の登録を受けて登録法人となることができます。 製造業分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接所属し、その行動規範を遵守することが求められます。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表しています。</p>
8	P.22	【登録要件】	(新設)	<p>【登録要件】</p> <p>○ 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。</p> <p>○ また、登録法人は、分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験を実施する必要があります。製造分野特定技能1号及び2号評価試験の作成に当たっては、必要な学識経験、実務経験等を有する者複数名を試験委員として指定し、試験区分毎に有識者委員会を設置して、試験委員の確認を受けることが求められます。</p> <p>○ なお、経済産業大臣の登録を受ける際は、告示第2条第1項又は第2項に掲げる産業に係る業界団体</p>

				<p>を構成員としなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加えて、登録法人には、協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力をを行うことが求められます。 ○ 登録法人が告示第4条第1号の取組の実施に当たり取得した個人情報等は、関係法令に基づき適切に取り扱わなければなりません。
9	P.2 2	【協議会入会申込時の提出書類（協議会で定める様式）】	(新設)	<p>【協議会入会申込時の提出書類（協議会で定める様式）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書
10	P.2 3	【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】	(新設)	<p>【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書 (登録を申請する旨を明記するとともに、名称、住所、代表者の氏名、特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項を記載) ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ③ 定款及び行動規範 ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載） ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し ※事業ごとのセグメント情報も記載すること。 設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。 ⑥ 事業内容が確認できる書類（事業計画書等） ⑦ 申請者が告示第6条各号のいずれにも該当しな

				<p>いことの誓約書（分野別参考様式第3－3号）</p> <p>⑧ 構成員名簿</p> <p>⑨ 特定技能外国人受入事業の実施体制図</p> <p>⑩ 貸貸契約書その他の貸借関係を記した書類の写し</p> <p>※事務所その他物品の貸与を受け、第三者と賃貸契約等を結んでいる場合のみ提出すること。</p> <p>⑪ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書の写し</p> <p>※協議会入会申込時の提出書類の写しを提出すること。</p> <p>⑫ 個人情報等の取扱いに関する誓約書（分野参考様式第3－4号）</p> <p>⑬ その他補足資料</p>
11	P.23	【協議会入会申込先及び登録申請先】	(新設)	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p> <p>〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-3 経済産業省製造産業局総務課 (郵送又は持参)</p>
12	P.23	【登録に係る申請書記載事項の変更】	(新設)	<p>【登録に係る申請書記載事項の変更】</p> <p>○ 登録法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、経済産業大臣に対して届出を行う必要があります（様式は任意）。提出先は、【登録申請先】と同様です。</p>
13	P.23	【法人の登録及び取消しに係る公表】	(新設)	<p>【法人の登録及び取消しに係る公表】</p> <p>○ 経済産業省が法人の登録を行った場合又は告示第10条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報</p>

				を経済産業省のホームページにて公表します。
14	P.25	第5 上陸許可に係る基準	第4 上陸許可に係る基準	第5 上陸許可に係る基準
15	P.26	【確認対象の書類】	<input type="radio"/> 製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号） (新設)	<input type="radio"/> 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号） 【留意事項】 <input type="radio"/> 以下のとおり様式を提出してください。 ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式 ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式
16	分野参考様式第3－1号	【誓約事項】	(新設) (新設) (新設)	4 生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。 5 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(令和4年経済産業省告示第127号)第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人の構成員となり、当該法人が定める行動規範を遵守すること。 6 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 7 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資

		<p>の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>4 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。</p> <p>5 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>7 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</p> <p>8 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>8 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。</p> <p>（削除）</p> <p>10 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</p> <p>（削除）</p>
17	分野参考様式第3－3号	(新設)	<p>分野参考様式第3－3号 特定技能外国人受入事業実施法人の登録に関する誓約書</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）（以下「経済産業省告示」という。）第四条の登録を受けるに当たり、経済産業省告示第六条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>

				<p style="text-align: right;">年　月　日</p> <p>事務所の所在地 _____</p> <p>法人名 _____</p> <p>代表者の氏名 _____</p>
18	分野 参考様式 第3－4 号	(新設)		<p>分野参考様式第3－4号 個人情報等の取扱いに関する誓約書</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）（以下「経済産業省告示」という。）第四条の登録を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 経済産業省告示第四条第一号で規定する特定技能外国人受入事業を行うにあたり取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）、行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）、営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）及び限定提供データ（不正競争防止法第2条第7項に規定する</p>

限定提供データをいう。) (以下「個人情報等」という。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

また、上記個人情報保護法、不正競争防止法その他関係法令及び経済産業省の告示・通達等を遵守すること。

2. 内閣サイバーセキュリティセンターが定める統一基準、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」(平成18・03・22シ第1号)及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」(平成18・03・24シ第1号)に基づく情報セキュリティ対策を講じるとともに、個人情報等の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理(委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じること。

3. 個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に委託する場合は、本誓約書の誓約事項と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけること。また委託先の変更並びに委託先が再委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とすること。

4. 経済産業省告示第十条の登録の取消を受けた場合、個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(いずれも原本に限る。)を速やかに経済産業省へ提出し、当該紙媒体及び電子媒体の複製は、破碎、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄すること。

5. 個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自

己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、経済産業省に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告すること。また、経済産業省から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、当該指示に従うこと。

6. 登録申請者又は委託先の責めに帰すべき事由により、特定技能外国人受入事業に関連する個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に係る違反等があった場合は、これにより経済産業省又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

7. 上記の誓約事項について、経済産業省が別段の指示をした時は当該指示に従うこと。

以上

年　月　日

事務所の所在地 _____

法人名 _____

代表者の氏名 _____